

(11) こんなとき、どうしたらいいの？

☆学校を欠席（遅刻・早退）するとき

学校に電話で連絡してください。クラスと名前と欠席理由を簡単に伝えてください。担任がいないこともあります。確実に伝達します。

8時10分を過ぎますと担任は教室に出向きます。また、8時30分からは職員朝礼が始まりますので、できるだけ**8時20分までに**連絡をお願いします。

☆旅行をするのに学割が必要なとき

学割は学校で発行します。

- ① 学割の申し込み用紙は事務室にあります。

行き先など必要事項を記入します。保護者と担任の印が必要です。

- ② 申し込み書を担任を通して事務室に提出し、学割をもらいます。

◆その他、在学証明書・卒業証明書・成績証明書なども学校で発行します。

担任の先生に申し出てください。

☆転校することになったとき

- ① まず、学校の先生に

「転（退）学届用紙」をもらい記入します。

学校から「在学証明書」をもらいます。

- ② 役所での手続き

新しく転入する区役所で住民登録の転出・転入届を行うときに、「在学証明書」を提示します。

区役所で新しい学校に転入するための「就学通知書」をもらいます。

※市外に転出するときは、まず現住所の区役所で住民登録の転出手続きが必要です。

- ③ 転校先の学校に

「就学通知書」と「在学証明書」を提出します。

- ④ 教科書証明をもらう

新しい学校に提出します。市内でも市外でも必要です。

- ⑤ 諸費の精算

分割払いしていた学校・学年諸費・修学旅行の積み立て金の精算をします。精算後は、銀行口座に振り込みますので、しばらく口座を解約しないでそのままにしておいてください。

指定外通学について

居住地に従い指定された学校に通学しなくてはなりません、さまざまな事情により指定された学校以外に通学することをいいます。指定外通学が必要なときは転居に伴い区役所で「就学関係届」の用紙をもらいます。指定された学校と希望する学校の両方の校長の許可が必要です。必ず事前に学校にご相談ください。

注意：いずれの場合も書類の手続きの前に、転出先に連絡します。

転居することが決まれば、すみやかに担任の先生までお知らせください。

☆子どものことで相談したいとき

子どもたちの回りには様々な心配事や問題があります。

まず、お一人で悩まずに学校の担任や学年の先生など、一番話しやすい先生に相談してください。

また、学校には「スクールカウンセラー」といって専門の先生がいろいろな悩みについて相談に乗ってくださいます。

相談日は週1回、**教育相談室**で行います。『教育相談室』は舞子中学校3号棟の2階にあります。

また、相談内容に応じて学校以外の相談機関を紹介することもできます。
神戸市では次のような相談窓口を設けています。

総合教育センター 教育相談	☎ 0120 - 790 - 783 (通話料無料) または ☎ 360 - 3152・3153	電話相談 月～金 9時～17時
	☎ 360 - 3150・3151	面接相談(予約制) (受付) 月～金 10時～17時
青少年補導センター	☎ 341 - 0888	平日 9時～17時
こども家庭センター	☎ 382 - 2525	平日 8時45分～17時30分
ひょうごっ子悩み相談センター	☎ 0120 - 0 - 78310 (通話料無料)	電話相談(24時間)